



内閣府指針による建物の被害区分

区分 (被害の状況)	被害の認定基準	
全壊 建て直しをしなければ ならないような状況	津波	流出または1階天井
	地震	一見して建物の 1階部分が全部倒壊
大規模半壊 ほぼ全壊に近い状態 で、全面的に補強や補 修をしなければ居住 が困難な状態	津波	床上浸水 おおむね1m
	地震	柱や梁など建物の構 造部分に大規模な補 修が必要となった場合
半壊 住家の損害は甚だしい が、補修をすれば元通 りに使用できるもの	津波	床上浸水
	地震	外壁に3割以上の 剥落があるもの
一部損壊 上記に至らない程度の 住家の破損で、補修を 必要とする程度のもの	津波	床下浸水
	地震	

地震による被害で屋根のみに損壊（瓦のほとんどが崩落）があるものや、基礎・外壁の一部に破損のある程度のもは、今回の対象にはなりません。

災害で破損した建物についての証明書

り災証明書を発行します

窓口の申請は区ごと

問合せ 税務課資産税係 ☎ 5227

対象者

- ・津波によって住宅に被害を受けた方
 - ・地震によって住宅に半壊以上の損壊を受けた方
- ご注意ください

原町区の警戒区域内にある建物は全壊のみ
小高区は、津波によって全壊した建物のみ
(警戒区域内は調査を行うことができないため)

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・預金通帳
- ・窓口に来られる方の身分証明書
(運転免許証など)

※代理人が申請する際は委任状が必要です。

郵便でも申請できます

電話で受付後に「申請書」を送付しますので、必要事項を記入し、ご返送ください。
なお、郵便が通常営業となっていないため、発行まで2か月程度の期間を要する見込みです。

郵便申請先 すぐにやります課 ☎ 5238

市では、被災された方の生活再建のため、各種支援や税の減免申請などが行えるよう、建物の被害状況を調査し「り災証明書」を発行します。

※5月9日からは三区すべての申請ができます。

小高区	原町区	鹿島区
5月9日(月)～29日(日)	5月2日(月)～6日(金)	4月25日(月)～28日(木)
土・日曜日も発行します	祝日も発行します	
市役所税務課	サンライフ南相馬	鹿島区役所

受付時間はいずれも
9時～11時30分
13時～16時



東日本大震災関連の情報は、携帯電話でも見ることができます。
【南相馬市災害対策本部 ☎ 523232】